様式第２（第７条関係）

債権譲渡承諾依頼書

　　年　　月　　日

高　浜　市　長

受注者

（譲渡人） 住所

氏名

（譲受人） 住所

氏名

受注者（以下「甲」という。）が発注者（貴殿）に対して有する貴殿と甲との間で締結された　　　　年　　月　　日付けの工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）に基づく下記の工事請負代金債権を、　　　　（以下、「乙」という。）に譲渡することにつき、高浜市工事請負契約約款第５条第１項ただし書に規定する承諾を依頼申し上げます。

乙は、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、高浜市工事請負契約約款第４２条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払及び部分払は、貴殿による承諾以降は請求しません。

記

１．管理番号

２．工事名

３．路線等の名称

４．工事場所

５．工期 　　自 　　　　年　　月　　日

至 　　　　年　　月　　日 ただし、契約変更により変更が生じた場合はその工期による。

６． （１）請負代金額 　　　　金　　　　　 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

─（２）前払金額 　　　　 金　 　　　　 円

─（３）中間前払金額

及び部分払金額　　 金　　　　　 円

（４）債権譲渡額 　　　 金 　　　　　円 （ 　　年　　月　日現在見込額）

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

債権譲渡承諾書

　　年　　月　　日

（甲）譲渡人 　　　　　　　　　　　様

（乙）譲受人　　　　　　　　　　　 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できることを前提とし、及び下記の事項について乙に異議がないことを留めて、高浜市工事請負契約約款第５条第１項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって高浜市工事請負契約約款第４２条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払及び部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

１．譲渡される甲の工事請負代金債権の額は､本件請負工事が完成した場合においては､本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金､中間前払金又は部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする｡

ただし､本件工事請負契約が解除された場合においては､本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金､中間前払金又は部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする｡

なお、契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書５．並びに６．（１） 及び（４） は変更後のものとする｡

２．甲及び乙は､発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書を提出すること｡

３．当該譲渡債権は､乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって､それら以外の債権を担保するものではないこと｡

４．甲及び乙は､譲渡債権について､他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと｡

５．保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては､乙が責任を持って行うこととし､発注者は関与しないこと｡

６．債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、甲は乙に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知すること｡

|  |
| --- |
|  |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 確定日付印欄 | 承諾番号 |
|  |  |

 |

高浜市長　　　　　　　　　 印